

【2 保護者等の収入等の状況について】（該当するものを選択してください。）

（１）生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

（２）次の者の課税証明書等を提出します。（※家計急変の場合は、給与収入、扶養親族等の記載が省略されていないもの）

高校生等 との続柄	氏名

高校生等 との続柄	氏名

①	☐	親権者等（両親）2名分
		親権者等1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
	☐	・離婚及び死別、養子縁組等により親権者等が1名の場合
②	☐	・親権者等が存在するものの、家庭の事情（例：DV、養育放棄等）によりやむを得ず、親権者等の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ※理由（例：○年○月頃から失踪により連絡不可等） 〔 〕
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者等又は未成年後見人が存在しない場合等 ※高校生等が未成年の場合、親権者の状況を記載してください。（例：父母ともに死去等） 〔 〕
⑤	☐	高校生等本人 親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ ④に該当する場合、扶養誓約書（事務処理要領様式3）を提出してください。

※ （専攻科の場合）保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる場合、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書及び扶養親族申告書（事務処理要領様式11）を提出してください。

（３）次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が高校生等本人（親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	--

※（２）又は（３）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、 月 日（基準日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

【3 支給方法について】

支給方法	☐	口座振込みにより支給してください。 （※ 口座振込申出書（別紙1）及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。）
------	--------------------------	---